

独禁法をめぐる論点を  
正確かつスピーディーに  
把握できる唯一の書！

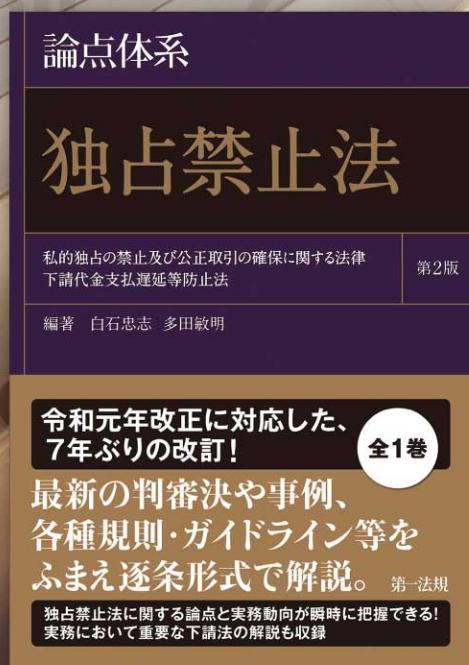
待望の  
第2版！

# 論点体系 独占禁止法 第2版

[編著] 白石忠志（東京大学教授）  
多田敏明（弁護士）

全1巻

A5判／上製 856頁



### 本書の特長

- 独占禁止法の全条文を逐条形式で論点ごとに解説！
- 体系的に整理した論点について、判例の現状を客観的かつ簡潔に解説！
- 独占禁止法改正および各種規則、ガイドラインの見直し・新設にも対応！
- 独占禁止法をめぐる法改正、判例、審決例、実務動向を押さえられる充実の書！

第1章	総則
第2章	私的独占及び不当な取引制限
第3章	事業者団体
第3章の2	独占的状態
第4章	株式の保有、役員の兼任、合併、分割、 株式移転及び事業の譲受け
第5章	不公正な取引方法
第6章	適用除外

第7章	差止請求及び損害賠償
第8章	公正取引委員会
第9章	訴訟
第10章	雑則
第11章	罰則
第12章	犯則事件の調査等 下請代金支払遅延等防止法



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

に同等の競争阻害効果を生じさせる課徴金対象外の違反行為へのシフトが生じれば、本来期待される抑止効果を十分に発揮できるのか疑問があるとともに、違反事業者間の法適用に不平等が生じるおそれもあるように思われる。

(伊永大輔)

## ◆第20条の6

### (特定の優越的地位濫用をした場合の課徴金納付命令)

第20条の6 事業者が、第19条の規定に違反する行為（第2条第9項第5号に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該違反行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該違反行為の相手方が複数ある場合は当該違反行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に100分の1を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が100万円未満であるときは、その納付を命ぜることができない。

## ◆条文の概要を簡潔に解説

### 【条文の概要】

#### 1 課徴金額の算定方法

優越的地位の濫用とは、相手方との間の取引上の地位の格差を利用して、取引上位にある相手方に不当な不利益を与える行為であり、当該相手方がこのような不利益を受け入れざるを得ないのは、行為者の取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すためだとされる（優越的地位濫用ガイドライン第2-1）。このように、取引上の地位の優越性を生み出している主要の1つに相手方との間の取引額があるとの理解から、優越的地位の濫用に対する課徴金算定の基礎は、不公平な取引方法4類型（2条9項1～4号）のように違反行為に係る特定の商品・役務の売上額ではなく、濫用行為の相手方との間における取引額とされている。

優越地位の濫用の違反事業者には、濫用行為の相手方に対して商品・役務を供給す

る立場にある場合と、濫用行為の相手方から商品・役務の供給を受ける立場にある場合とがある。これに従い、違反事業者が前者である場合は相手方への売上額が、後者である場合は相手方からの購入額がそれぞれ課徴金算定の基礎となる。例えば、大規模小売業者であるX社が、商品Aを納入しているY社に対し、Y社にとって利益のない商品Bを購入させた場合、課徴金算定の基礎となるのは、商品Aの購入額であり、商品Bの売上額ではない。このとき、Y社が商品A以外に商品Cも納入しており、そのことがY社に対するX社のバイイングパワーの源泉ともなっている場合には、商品Cの購入額も課徴金算定の基礎となると考えられる。

実際の事案においては、濫用行為の相手方は複数に及ぶことがほとんどであり、それぞれの相手方との間における取引額の合計が課徴金算定の基礎となっている。上記例において、X社が、Z社に製造を委託したプライベートブランド商品Dを一方的に減額した対価で受け取っている場合には、これらの行為が1つの優越的地位の濫用を構成していると認められるならば、違反行為期間中におけるY社からの商品A及び商品Cの購入額とZ社からの商品Dの購入額の合計が、X社に対する課徴金算定の基礎となる（事案によつては、1つの違反行為について川上市場における相手方からの購入額と川下市場における相手方への売上額の合計が課徴金算定の基礎となることもあり得る）。

#### 2 課徴金算定期間

課徴金算定の基礎である取引額に乘じられる課徴金算定期は、一律1%である。この算定期は、違反事業者が行為の相手方から不当に收受し得る利得額には取引額の多寡に対応する一定の限界があるとの考え方前提に、過去の違反事件において推計された不当な利益が取引額に占める割合を参考にして設定されたものである。

### \*\*\*\*\* 論 点 \*\*\*\*\*

- 1 課徴金賦課要件としての継続性
- 2 課徴金算定期間
- 3 下請法リエンシーとの関係

### 論点① 課徴金賦課要件としての継続性

優越地位の濫用については、違反行為が繰り返された場合のみ課徴金を課する不公正な取引方法4類型（20条の2～20条の5）と異なり、私的独占に係る課徴金による一般的な抑止効果が及んでいるとは考えにくい一方、濫用行為による不当な利得の発生が比較的明白であることなどから、1回の違反行為がなされただけで直ちに課徴金が課されることとされた。しかし、優越地位の濫

## ◆条文ごとに論点を体系的に整理

本文中の判例には、『D1-Law.com 判例体系』の判例IDを記載しています。

『D1-Law.com 判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

詳細・お申し込みはコチラ →  
<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書（第一法規刊）		価格	部数
書名	[069005]	定価5,940円(本体5,400円+税10%)	部
論点体系 独占禁止法<第2版>			

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。  
また、お買上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いざれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
--	--	---

年 月 日

ご住所

事務所名

フリガナ  
ご氏名

TEL

E-mail

□公用  
□私用

### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

#### ■宛先

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
○○FAX.0120-302-6400

書店印